

富山県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 富山県福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「障害福祉サービス事業所等」とは、別表に掲げるサービスを行う事業所及び施設等をいう。

(補助金の交付)

第3条 知事は、富山県内に所在し、福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金実施要綱（令和6年2月8日付け障発0208第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙及び令和6年2月8日付けこ支障第26号こども家庭庁支援局長通知別紙）に基づき、令和6年2月から5月までの間、福祉・介護職員に対して賃金改善を行う、障害福祉サービス事業所等を運営する者に対し、当該賃金改善を行うために必要な費用を補助する。

(交付額)

第4条 交付額は、以下のとおりとする。

交付額＝ $a \times b$ （1円未満の端数切り捨て）

a 一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額

障害児入所施設等については、支弁した障害児施設措置費も含めることとする。

b サービス別交付率（別表）

2 報酬の月遅れ請求等があった場合、知事は、最大2か月間にわたり、当該請求に係る補助額の支給を行う。

3 過誤調整に関しては、令和6年7月末日までに生じ、同年8月10日までに富山県国民健康保険連合会により受け付けられたものについて、補助額に反映させるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者は、交付申請書（別紙様式1）に以下の関係書類を添えて、別に知事の定める期日までに提出しなければならない。

(1) 計画書（別紙様式2-1）

(2) 計画書(施設・事業所別個表)（別紙様式2-2）

(変更の申請)

第6条 次条の規定による交付又は変更の交付の決定後に、障害福祉サービス等報酬総額の確定、過誤調整又は月遅れ請求等に伴い、申請の内容を変更して追加の交付を受けよ

うとする者は、変更申請書（別紙様式1－2）に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。

（交付の決定）

第7条 知事は、第5条の交付申請書又は前条の変更申請書の提出があったときは、当該申請内容を審査し、適当と認めるときは、その旨申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第8条 知事が補助金の交付に付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止（一部の中止又は廃止を含む。）する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業に係る収入及び支出との関係を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を補助金の交付決定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。
- (4) この事業に係る補助金の対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。
- (5) 前各号に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を県に返還させることがある。
- (6) 令和6年2月分から5月分までの一月当たりの障害福祉サービス等報酬総額に誤りがあったため、減額の過誤調整を実施した場合は、その過誤調整分にサービス別交付率を乗じたものを県に返還するものとする。

（実績報告）

第9条 補助金の交付を受けた障害福祉サービス事業者等は、実績報告書（別紙様式3－1及び別紙様式3－2）により作成し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

（変更の届出）

第10条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、第5条に規定する計画書（別紙様式2－1）及び計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2－2）に変更（次の(1)から(3)までのいずれかに該当する場合に限る。）があった場合には、次の(1)から(3)までに定める事項を記載した変更届出書（別紙様式4）を知事に提出しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）の規定による吸収合併、新設合併等により、計画書（別紙様式2－1）及び計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2－2）の作成単位が変更となる場合は、当該事実発生までの賃金改善の実績及び承継後の賃金改善に関する内容
- (2) 複数の施設・事業所について一括して申請を行う障害福祉サービス事業者等におい

て、当該申請に係る施設・事業所に変更（廃止等の事由による。）があった場合、計画書（別紙様式2-1）及び計画書（施設・事業所別個表）（別紙様式2-2）

- (3) 就業規則を改正（福祉・介護職員の処遇に関する内容に限る。）した場合は、当該改正の概要

（特別事情届出書）

第11条 事業の継続を図るために、職員の賃金水準（加算による賃金改善分を除く。）を引き下げた上で賃金改善を行う場合には、以下の(1)から(4)までの事項を記載した特別な事情に係る届出書（以下「特別事情届出書（別紙様式5）」という。）を知事に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付を受けている障害福祉サービス事業所等の法人の収支（障害福祉サービス事業による収支に限る。）について、サービス利用者数の大幅な減少等により経営が悪化し、一定期間にわたって収支が赤字である、資金繰りに支障が生じる等の状況にあることを示す内容
- (2) 福祉・介護職員（その他の職員を賃金改善の対象としている場合は、その他の職員を含む。）の賃金水準の引き下げの内容
- (3) 当該法人の経営及び福祉・介護職員の賃金水準の改善の見込み
- (4) 福祉・介護職員の賃金水準を引き下げることに適切に労使の合意を得ていること等の必要な手続きに関して、労使の合意の時期及び方法等

（補助金の支払い）

第12条 知事が必要と認める場合は、概算払いすることができる。

（額の確定）

第13条 知事は、第9条による実績報告書の提出を受けたときは、内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、当該審査及び調査により適正であると認めたときは、補助金の額を確定し、通知するものとする。

（交付の決定の取消し）

第14条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助事業者又は補助事業の実施において委託契約などの取引があった者が、富山県暴力団排除条例に抵触するとき
- (3) 交付の決定の内容若しくはこれに付した条件又は法令、条例、規則若しくはこれに基づく処分に違反したとき

（補助金の返還）

第15条 知事は、補助金の交付の決定を取消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じる

ものとする。

- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

(細則)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 29 日から施行し、令和 6 年 2 月から実施した事業を対象とする。

別表

福祉・介護職員処遇改善支援事業費補助金対象サービス

サービス区分	交付率
居宅介護	1.6%
重度訪問介護	1.6%
同行援護	1.6%
行動援護	1.6%
重度障害者等包括支援	1.6%
生活介護	0.8%
施設入所支援	1.6%
短期入所	1.6%
療養介護	1.6%
自立訓練（機能訓練）	0.9%
自立訓練（生活訓練）	0.9%
就労移行支援	0.7%
就労継続支援A型	0.7%
就労継続支援B型	0.7%
就労定着支援	0.7%
自立生活援助	0.7%
共同生活援助（介護サービス包括型）	1.1%
共同生活援助（日中サービス支援型）	1.1%
共同生活援助（外部サービス利用型）	1.1%
児童発達支援	1.1%
医療型児童発達支援	1.1%
放課後等デイサービス	1.1%
居宅訪問型児童発達支援	1.1%
保育所等訪問支援	1.1%
福祉型障害児入所施設	2.1%
医療型障害児入所施設	2.1%

注1 障害者支援施設が行う日中活動系サービスは、各サービスと同じ交付率を適用する。

注2 就労定着支援及び自立生活援助は令和6年4月から適用する。